

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が平成29年9月28日付けで再審査請求人請求人に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、A会社において、解体工として従事していた。
- 2 請求人によると、平成27年5月20日午後4時頃、B会社（以下「元請」という。）が元請として施工したC所在のD工事において、内装の解体作業中、脚立の上から後ろに倒れたという（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、自宅に戻った後、午後9時過ぎにE医療機関に救急搬送され、「右大腿骨頸部骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同月25日、F医療機関に転医した。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、平成27年5月21日から平成29年1月24日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、これを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が平成31年3月26日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件災害の発生状況

請求人は、本件傷病は本件災害によるものである旨主張するので、以下検討する。

ア 請求人の主張について

請求人は、平成29年5月11日労働基準監督署（以下「監督署」という。）作成の聴取書において、要旨、「Gに迷惑をかけてはいけないと思ったからであり、救急隊員に自転車から落ちたと説明した。」と述べているが、同年12月26日付け労働保険審査請求書においては、要旨、「Fから労災で調査が入ると困るので自転車で転んだことにしてほしいと強く要請されたため、医師に同旨の説明をした。」としており、請求人の主張には変遷が認められる。

一方、Fは、同年5月1日監督署作成の聴取書において、要旨、「請求人に対し、本件災害直後に労災の手続をするかを確認したところ、請求人から、生活保護と労災の両方をもらえないので労災の手続はしないと回答があった。」と述べており、Fの申述内容と上記請求人の主張には著しい齟齬が認められる。

なお、請求人は、Fが請求人に自転車で転んだことにしてほしいと頼んだとする短い依頼文に、請求人の元配偶者がFに署名押印を求めたものであるとして、平成30年2月15日付けの書面を証拠として提出しているが、Fが上記の申述内容を変更するに至った理由等は不明であり、かつ、請求人自身が本件災害後、請求人とFとの関係が微妙になったため、請求人の元配偶者がFに署名押印を求めたと述べており、書面の作成経緯を勘案すると、同

書面の証拠の信ぴょう性については疑念を持たざるを得ない。

イ 関係者の申述内容について

請求人と同じ現場にいたGは、陳述書において、請求人の本件災害の発生状況について、本件災害発生当日の午後3時30分から午後4時の間に、脚立に腰掛けた状態から後にひっくり返るように転倒した、また、腰の辺りを強く打ったようだとし、その後、バールを杖代わりにして内装ボードの解体作業を行い、午後4時30分頃には本件災害現場を出たと述べている。

また、平成29年9月15日監督署受付の元請代表者H提出の書面には、Hから聞いたところによると、本件災害発生当日の昼頃に本件災害の発生を確認した旨の記載が認められ、そのときの状況として、Hが請求人に対して、「痛みがあるようなら言って下さい。」と言ったところ、請求人から「痛くないので大丈夫。」として作業を継続したとの記述が認められる、これらの申述内容は本件災害の発生をうかがわせるものであるが、伝聞によるものも含まれるところであり、信ぴょう性に疑義があると言わざるを得ない。

そうすると、上記アのとおり、請求人の主張が変遷していることも相まって、本件災害の発生事実があったと判断できない。

(2) 次に、請求人は、本件災害によって本件傷病を負ったと主張することから、念のため、医証を確認する。

災害発生状況について、I医師は、平成29年4月20日付け意見書において、また、J医師も、平成29年3月20日付け意見書において、自転車による転倒によるものと記載しているところであり、本件災害による負傷であることを示唆する所見は認められない。

以上のことから、本件傷病と本件災害との間に相当因果関係は認められない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月17日